

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成23年2月17日13:30～16:40

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 塩見俊次, 武中千里, 中村憲兒, 仁尾雅信, 八坂豊, 若林清, 中村悟, 徳久正, 一谷好文, 田中澄夫

(家裁委員) 井岡陽子, 上垣功, 内田恵美子, 奥村隆司, 小久保忠弘, 松本眞理子, 中川和男, 徳久正(兼務), 下谷靖子, 田中澄夫(兼務)

(事務局等) 地裁 橋本裁判官, 山本事務局長, 小切事務局次長,
新見民事首席書記官, 高木刑事首席書記官, 園田総務課長
家裁 藤本事務局長, 西村事務局次長, 新谷首席書記官,
高橋首席家裁調査官

4 議事(□:委員長, ○:委員, ●:説明者・事務局)

(1) 所長あいさつ

(2) 意見交換

(地裁委員会関係)

ア 前回の委員会の意見に対する裁判所の取組(報告)

裁判所から, 労働審判制度に関する最高裁リーフレットの送付先の拡大, 同リーフレットの改訂, 及び同リーフレットの内容を補足する説明書面の製作について報告した。

イ テーマ「裁判員制度の運用について」

(※説明者として, 刑事部橋本裁判官が出席。)

- 裁判員選任手続期日に呼び出す裁判員候補者の数は, 素人目にはまだ多いように感じる。一般の方の負担軽減のため, データを活用するなどして, 呼出人数を絞るための努力をお願いしたい。
- 裁判員候補者の呼出人数は, 当初の頃よりも減っているが, 選定する裁判員等の員数の何倍ということで決められるものではなく, 事件の性質等により, 辞退者の数, 事件関係者の数などをこれまでの経験をもとに想定して決めている。裁判員候補者の方々に対して, 当日, 裁判所で行うオリエンテーションの中で, なぜこれだけの人数の方にお越しいただく必要があったかを説明するようにしたところ, 候補者の方の不満感も和らいだように感じる。
- 審理日数について, 標準的な事件で想定していた3日間よりも長くかかる事案が多くなっているようだが, 裁判員の負担を軽減するために工夫していることはあるか。
- 審理期間が長期に及ぶ事件では, 審理日程の入れ方の工夫の一つとして, 連続開廷

ではなく、1週間のうち1日をオフにすることがあるが、どちらがよいかは人によって意見が分かるところである。

- 裁判員相互の間に形成された人間関係の中で、存在感があって発言力が大きい方の意見に他の裁判員が引きずられるような懸念はないか。
- 抽象的にはそのような懸念は常にあることを意識し、皆さんから発言を引き出すための工夫をしながら評議を運営しているつもりである。
- 裁判員は、審理、評議への参加で精神的な負担を感じたり、判決後に自分の判断の当否について自問自答することもあるだろう。裁判員の職務が終わった後に、裁判員に対して配慮をしていることはあるか。
- 裁判員等経験者に対するメンタルヘルス・ケアのサポート窓口を紹介しているほか、当庁の工夫として、裁判所に連絡、相談しやすいよう、連絡先、連絡方法等を記載した連絡カードを裁判員等にお渡ししている。
- 裁判員が量刑判断をし易くするために、判断資料を提供する工夫はしているか。
- 量刑資料は、裁判員の求めに応じて提供するなどしている。裁判所のデータベースから一定の条件で検索・抽出して量刑資料を作成することのできるシステムも各庁に導入されている。このデータベースは、検察官、弁護士も利用することができる態勢になっている。
- 刑事裁判に専門的に関わる訳ではない裁判員が、重大犯罪に臨んで死刑を選択する覚悟ができているか、また、PTSD等が起きる不安等もある。
- 裁判員には、責任は重いながら、真摯に職務を全うしていただいているものと思う。
- 遺体の写真等は見たくないという裁判員には、ケアが必要ではないか。
- 裁判員にはいろんな感じ方をされる方がおられるであろうことを考えながら、発言の仕方等を工夫しながら運営するよう努めている。
- 遺体の写真がある場合には、その取調べに先だって、裁判員の皆さんに見ていただくことが必要と判断して証拠採用していることなどを説明して、ご覧いただくようにお話ししている。
- 今日の話をもつても、裁判員の負担は大きく、自分ならできればやりたくないと思う。刑事裁判の知識、経験のない者が、量刑についての確に判断できるか、また、死刑を選択することに躊躇はないかなどの疑問がある。制度の見直しも視野において検討されるべきではないか。
- 事件を担当する裁判官としては、裁判員の負担をできるだけ軽くできるような運営を心がけることが責任であると考えている。また、裁判員法に3年後の見直しについて規定が盛り込まれているように、制度の運営に携わる者にとってもその検証が常に必要である。
- 裁判員制度の導入により、どのようなメリットを感じておられるか。
- 裁判員のお話を聞いて勉強になったことを、また次の事件の裁判員とも共有すること、そうしたことを重ねる中で、裁判官の視野を広げていくことが、長い目で見て、裁判への国民の信頼を高めることにつながるものと考えている。
- 裁判官や裁判所職員が分かりやすい説明に努められていることを見ても、裁判員制度を導入した良い面が現れているように感じる。個人としては裁判員制度への疑問も

あるが、裁判員への配慮、思いやりの気持ちがある限りは、裁判員制度はうまくいくのではないかと思う。裁判員になることで、重いものを背負うことになるが、社会の一員として、人の生命や人生に向きあう場を得たことになる。

- 裁判官ごとに審理や評議の進め方に工夫をしておられると思うが、裁判官の間で経験を共有するような場は持っているのか。
- 裁判官どうしの研究会等では、評議の秘密にわたらない範囲で、お互いの経験をフィールドバックしあって、共有のものとしている。また、裁判官どうしだけでなく、検察官、弁護士との間でも、主張立証の方法が裁判員に分かりやすいものだったかなど、審理を振り返って、検討する場を設けている。
- 裁判員裁判が順調に運営されているのには、辞退が高い率で認められていることも影響しているように感じる。
- 辞退事由や辞退者の割合については、概ね想定の範囲内であろうと思う。
- 裁判員裁判になったことで、量刑面での変化はあったか。
- 裁判員裁判にあっても、概ね、これまでの量刑感覚と大きなずれはないものと感じている。
- 裁判員裁判では、特に、評議が終わった後、短時間のうちに判決書を作成しなければならないことで、裁判官の負担が増したのではないか。
- 特に主任裁判官は、判決書の起案に忙殺され、食事も満足に取れないような状況がある。ただ、判決書の長さは、一般的には、従来よりも短くなっているものが多い。例えば、量刑理由等をこれまでよりも詳しく記述するようなことはあるものの、従来見られたような極めて精緻で長文の判決書を作成することはなくなってきたと思われる。

(家裁委員会関係)

テーマ 「成年後見制度について」

- 金融機関の窓口でも、保佐、補助の類型に当たると思われるのに、手続を取っていないために制度による保護が受けられず、詐欺等の被害に遭うケースが増えている。金融機関では、行員の研修を行うほか、顧客を訪問した機会にピーアールをして注意喚起しているが、裁判所でも、対象者の保護に資するよう、成年後見制度のパンフレットを病院の待合室等の目につきやすい所に配布するなどして広報に努めていただきたい。
- 成年後見制度のパンフレットは、関係機関が講習会を開催する場合に要望に応じて提供するなど、広く活用していただいている。裁判所から同パンフレットの備置きの依頼はこれまで行っていなかったが、制度広報を進める観点から、適当な送付先がないか検討したい。
- 制度の対象者となる方が診断等で見つかったときに、それを適時の申立てにつなげられるよう、裁判所と医療機関等との間で連携を取っているか。
- 実情としては、子、兄弟等が、対象者の財産管理、介護契約、施設入所等を契機として成年後見制度を利用する必要が生じたときに申立てをされることが多い。このため、これまで裁判所の広報は、主として、成年後見制度を利用しようとする方に、

- 制度内容や申立手続を分かりやすく説明し、利用しやすくすることに意を用いてきた。
- 裁判所という機関の性格上、能動的に対象者の保護を図るというスタンスではなく、申立てを受けて動くことになる。そこで、裁判所としては、申立てを考慮しておられる方などへの広報として、ウェブサイトを通じた手続案内の内容を充実させるほか、広報行事として成年後見制度説明会を行うなどしてきた。当庁でも昨年秋に「法の日」週間の記念行事として成年後見制度説明会を開催した。また、成年後見にかかわる団体には、職員の講師派遣等でも協力している。
 - 家庭裁判所が社会において十分に役割を果たすことができるよう、成年後見制度にかかわる専門家団体、市町村等、対象者の保護に携わる機関と裁判所との間で連携を深めるための協議を行っている。
 - 裁判員制度について行ったのと同様な幅広い広報活動を期待している。
 - 社会の急速な高齢化が進む中で、裁判所が市町村や社会福祉協議会とタイアップして戸別訪問するくらいの積極的な広報も必要ではないかと思う。
 - 住民にとって一番身近な存在である人権擁護委員、民生・児童委員にこの制度についてよく理解してもらうことが重要であり、裁判所も、講師の派遣、広報ビデオの提供等でいろいろな形でそれに協力していただきたい。幅広い層への広報には、自治体の広報誌等に掲載依頼するのが効果的だと思う。
 - 最高裁がドラマ仕立ての成年後見制度のDVDを製作しており、裁判所内で見ただけのようにになっている。頼れる身内のいない独居老人の保護は、一次的には行政の問題であるが、そのような場合に活用されるべき市町村長による後見申立て数がまだ非常に少ない。地域のネットワークで制度の利用を必要とする方を吸い上げて、市町村長申立てに繋げるような仕組みが、まだ十分にできていない。
 - 身寄りのない方の後見人の選任の仕方やその報酬はどうなっているか。
 - 弁護士会、リーガルサポートセンター、税理士会等の専門職団体に後見人の推薦を依頼している。報酬に関しては、市町村が援助する制度があるが、予算規模等は、自治体間で差がある。
 - 成年後見制度の認知度はどうか。十分な理解力があるうちに、制度について理解してもらうことも必要ではないか。
 - 制度の認知度についてのデータは持ち合わせていない。健常なうちに将来に備えておくための制度としては、任意後見制度があるが、利用はそれほど進んでいない。
 - どうしても手続等が煩わしいと感じる。元気なうちは他人に家に入ってもらいたくないという気持ちや、親族以外の他人に後見人になってもらうことへの不安もあると思う。制度の利用を促すためには、そのような不安を取り除くことが必要ではないか。
 - 高齢者の保護等は、基本的に行政の領域ではないかと思っていたので、今回、裁判所が行政機関との間で意見交換等の場を持っていることを聞いて驚いた。
 - 家庭裁判所の業務は、関係機関との連携が不可欠である。成年後見に関しては、昨年12月に自治体の職員、専門職団体の方に来ていただいて、より利用しやすい制度作りや、市町村長申立て、報酬についての助成制度等について情報交換等をした。このほか、個別のケースでは、市町村の事務担当者等から申立て等に当たって相談を受けた時にアドバイスするなどしている。

- 成年後見制度の運用について、社会福祉協議会と連携するような場面はあるか。
- 当庁では、まだ具体的な取組とはなっていないが、市民後見人の育成、活用に当たっては、社会福祉協議会との連携を取る場面が出てこよう。
- 保佐、補助に比べて後見の件数だけが突出して多いことから、この制度自体に問題を含んでいるのではないかと思える。
- 判断能力の乏しい高齢者等の財産保全に資するために急遽立法化されたもので、司法と行政の関係の在り方について、必ずしも最初からきちんと制度設計されていたわけではなく、運用する中で関係を構築していかなければならない面がある。
- 制度による保護を受けられないことで困っている人がいるのであれば、その人の視点から考えてみる必要があるが、それは、裁判所よりも行政サイドの問題であろう。

(3) 委員会の開催方針等について

ア 開催予定日について

平成23年9月22日（木）午後1時30分

平成24年2月16日（木）午後1時30分

（奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催）

イ 次回のテーマについて

地裁・家裁関係共通のテーマとして「調停委員と調停について」